

1-18. 証人等の実費弁償に関する条例

1969 年 7 月 11 日
条 例 第 16 号

改正	昭和 47 年 5 月 9 日	条例第 49 号	平成 11 年 7 月 6 日	条例第 24 号
	昭和 49 年 4 月 12 日	条例第 8 号	平成 19 年 4 月 24 日	条例第 20 号
	昭和 51 年 4 月 1 日	条例第 12 号	平成 20 年 5 月 2 日	条例第 25 号
	平成 3 年 9 月 25 日	条例第 25 号	平成 28 年 12 月 28 日	条例第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令の規定による証人、参考人及び関係人等(以下「証人等」という。)の実費弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第 2 条 次に掲げる者に対しては、実費弁償として旅費を支給する。ただし、本市職員がその職務に関係して証人等となった場合には、支給しない。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 207 条に規定する出頭又は参加をした者
- (2) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 8 条第 6 項の規定による公平委員会の喚問に応じ出頭した証人
- (3) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 433 条第 7 項の規定により出席した関係者(審査申出人及び市長を除く。)
- (4) 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項第 35 条第 1 項の規定により出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人
- (5) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 212 条第 1 項の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (6) 前各号に掲げる者を除くほか、法令の規定に基づき出頭した者で市長が支給の必要を認めたもの

(額及び支給方法)

第 3 条 実費弁償の額及び支給方法については、那覇市職員等の旅費支給条例(昭和 47 年那覇市条例第 44 号)の 2 等級職員の例による。ただし、同条例第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、日当の額は、日当定額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、出頭又は参加のため特に要した費用は、その実費を弁償することができる。
- 3 前項の実費の弁償については、その費用の支出に関する証拠書類又はその写しを添えて請求書を市長に提出しなければならない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例(1954年那覇市条例第51号)は、廃止する。
- 3 那覇市政功労者表彰審査委員会設置条例(1963年那覇市条例第11号)第10条、那覇市史編集委員会設置条例(1963年那覇市条例第1号)第10条、旧那覇市職員退隠料受給資格者審査委員会設置条例(1963年那覇市条例第3号)第9条、那覇市財産評価委員会設置条例(1963年那覇市条例第2号)第10条、那覇市青少年健全育成協議会設置条例(1964年那覇市条例第20号)第10条、那覇市都市計画委員会設置条例(1964年那覇市条例第2号)第10条、那覇都市計画事業寄宮地区土地地区画整理土地評価委員会設置条例(1963年那覇市条例第26号)第9条、那覇都市計画事業山下地区土地地区画整理土地評価委員会設置条例(1969年那覇市条例第3号)第9条および那覇市消防団員等公務災害補償条例(1963年那覇市条例第29号)第19条第2項中「選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例(1954年那覇市条例第51号)」を「証人等の実費弁償に関する条例(1969年那覇市条例第16号)」に、那覇市建築審査会条例(1960年那覇市条例第16号)第9条中「「選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例」」を「証人等の実費弁償に関する条例(1969年那覇市条例第16号)」に改める。

付 則(昭和47年5月9日条例第49号)～

付 則(平成28年12月28日条例第51号) [略]